

文化財保存活用地域計画策定懇話会 次第

令和6年6月18日（火）

15:00～ 1 開 会

15:02～ 2 静岡市文化財保存活用地域計画について事務連絡

(1) 計画策定スケジュールについて【資料2】

15:05～ 3 懇話事項

(1) 静岡市文化財保存活用地域計画の概要について【資料3】

(2) 静岡市文化財保存活用地域計画に基づく具体的な取組につ
いて【資料4】

16:00～ 全体を通して意見交換

17:00 4 閉 会

【資料1-2】

文化財保存活用計画策定懇話会 委員名簿

氏名	分野	所属	役職等
中村 羊一郎	民俗／歴史全般	静岡市歴史博物館	名誉館長
落合 偉洲	文化財所有者	静岡県文化財保存協会	前会長
篠原 和大	考古	静岡市文化財保護審議会	会長
松下 友幸	商工業	静岡商工会議所	常務理事
池田 文信	観光	するが企画観光局	専務理事
中村 直保	市民	静岡市自治会連合会 (駿河区自治会連合会 会長)	会長
中村 満	市民	静岡市自治会連合会 (葵区自治会連合会 会長)	副会長
田宮 文雄	市民	静岡市自治会連合会 (清水区自治会連合会 会長)	副会長
菊池 吉修	文化財行政	静岡県文化財課 文化財地域支援班	班長

事務局名簿（観光交流文化局文化財課）

役職	氏名
文化財課長	大村 博哉
課長補佐兼文化財保護係長	石川 修之
主任主事（主担当）	森山 郁真
主査	杉山 由夏
主任主事	熊谷 すずみ

静岡市文化財保存活用地域計画策定懇話会実施要領

(目的)

第1条 静岡市は、静岡市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に当たり、静岡市文化財保存活用計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、幅広い分野の意見を求める。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化財に関し優れた識見を有する者
- (2) 文化財の保存活用に関して知識を有する者
- (3) 産業・観光に係る関係する団体の代表者
- (4) 市民代表者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の策定の日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、懇話会の会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、観光交流文化局文化財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

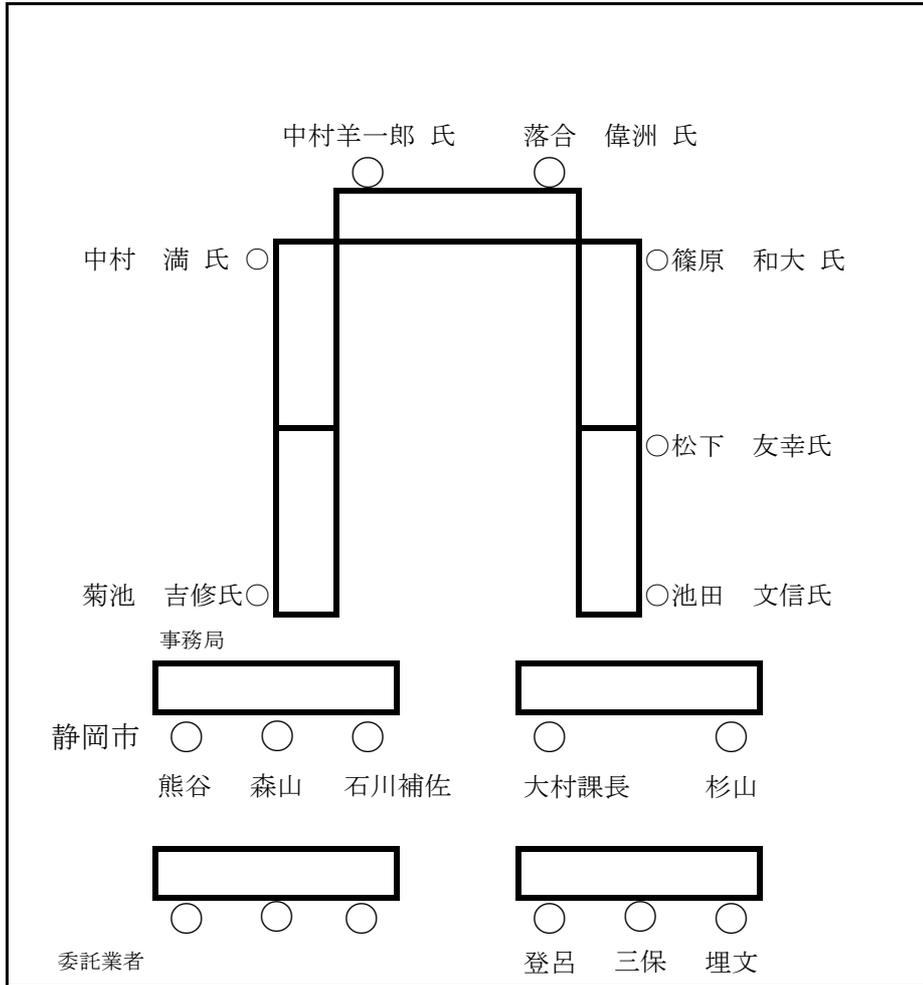
- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、地域計画が策定された時にその効力を失う。

【資料1-4】

第4回 静岡市文化財保存活用地域計画策定懇話会 席次表

日時 令和6年6月18日(火) 15時00分から17時00分

会場 静岡市役所新館17階 171会議室



入口

消毒

1 計画策定の背景

平成30年の文化財保護法の改正により、市町村の作成する文化財保存活用地域計画の認定が制度化された。

令和2年に静岡県が策定した文化財保存活用大綱を勘案し、市民との共創により、多様性に富む本市の文化財を効果的に保存活用するための取組等をまとめた計画を策定したい。

2 文化財の位置づけ

- 文化財は、「市民の財産」であり地域文化のよりどころである。
 - ・ 地域住民のアイデンティティ形成に資するものであり、地域コミュニティの維持・発展に必要。また、観光誘客の地域資源になりうる

3 文化財を取り巻く現状と策定の意義

- ・ 人口減少の進行等による地域コミュニティ存続危機、地域文化衰退
- ・ 所有者の高齢化、経年劣化の進行、未指定文化財の未認知等による文化財の価値・資源喪失の危機
- ・ インバウンド等における地域活性化への文化財の役割増大

行政と市民、団体が地域総がかりで、市民の財産である文化財を活用しつつ、未来に継承していかなくてはならない（=計画の目的）

4 計画の方向性（詳細は別紙資料1参照）

- ・ 所有者や行政、市民等、社会全体の力で文化財の保存活用に取り組む
- ・ 具体的には、「静岡市の歴史文化の特徴」の整理を行った上で、4つの方向性（① 知る、② 守る、③ 活かす、④ 皆で取り組む）に基づき取組を進める。
- 地域総がかりで推進するためには、既存の取組主体の活動のみでは不足である。

いまは活動をしていない市民等にも、文化財の魅力を伝え、徐々に文化財の保存活用の主体となってもらうための仕掛けを設ける。

5 文化財の保存活用の方法

（1）指定・登録文化財

- ① 制度に基づき指定や保存修理を継続
- ② 所有者や行政等が可能な範囲で展示等を行い、人々が魅力に触れる機会を提供

（2）未指定文化財（身近にある文化財）

- ① 市民等が自分事として守る意識を醸成
→ 保存方法についてわかりやすく示す
- ② 市民等による情報発信、地域活動グループの形成を促進
→ 取組を促進するガイドブック等を作成する

☆ 「静岡市の歴史文化の特徴」を象徴する文化財

- ① （1）の指定制度等に基づき指定、保存修理の実施を検討
- ② 静岡市観光戦略(仮)と連携、本市の魅力を対外的に伝えるため、関連性を持たせて面で活用

6 策定のメリット

- ・ 合併前の市町ごとの独自の方針を、「静岡市の歴史文化の特徴」のもとに一歩化した上で、文化財の保存活用ができる。
- ・ 歴史文化の特徴や文化財の価値を示し、市民が身近にある文化財を大切に思う心を醸成するきっかけをつくることできる。
- ・ 計画に基づき、「知る・守る・活かす・皆で取り組む」ことが、地域コミュニティの維持、発展の一助となるとともに、地域振興、観光誘客につながる。
- ・ 文化財関係国庫補助事業の優遇措置が受けられる。
（補助金の優先採択や一部補助事業の補助率加算）

目指す将来像

静岡市の文化財が活用され、
「市民の財産」として未来に継承される

計画期間

令和7年度～令和12年度（6年間）

計画の概要

- 1章：静岡市の概要
- 2章：静岡市の文化財の概要
- 3章：静岡市の歴史文化の特徴
- 4章：文化財の保存活用に関する将来像・基本的な方向性
- 5章：文化財の保存と活用に関する課題、方針、措置
- 6章：総合的な文化財の保存活用の取組（区域設定）
- 7章：文化財の防災・防犯
- 8章：文化財の保存活用の推進体制

静岡市の歴史文化の特徴

- 1 川が作りだした静岡・清水平野に広がる豊かな暮らし
安倍川、藁科川、麻機沼、巴川、有東遺跡、登呂遺跡等
- 2 連続と続く政治と文化の中心地
賤機山古墳、国府跡、神部神社浅間神社、駿府城跡、静岡市役所本館等
- 3 街道の往来と人々の交流
東海道、身延街道、久能街道、清見寺・宿場の文化財、小島陣屋跡等
- 4 平野部と丘陵部で育まれた信仰と文化
日本平、三保松原、片山廃寺跡、霊山寺、建徳寺、久能山東照宮等
- 5 オクシズに息づく伝統文化
割田原遺跡、在来作物、焼畑、神楽、盆踊、農具、民具、わさび
- 6 海と共存する歴史文化
三保松原、江尻城跡、次郎長生家、サクラエビ漁、清水灯台等

課題 文化財の毀損・散逸・滅失 / 文化財の活用不足・担い手不足



将来像 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承される